

問い合わせ先

第四管区海上保安本部

広報・地域連携室

室長 中川 健郎

電話 052-661-1611(内線 2111、2117、2118)

平成25年1月17日

第四管区海上保安本部



1月18日は何の日？ 皆さんご存知ですか？

～毎年1月18日は「118番の日」です～

海上保安庁の緊急通報用電話番号「118番」は、平成12年5月から運用が開始されておりますが、海上保安庁では「118番」の重要性をより多くの人々に理解していただくため、平成22年12月に毎年1月18日を「118番の日」に制定しています。

#### (1) 概要

緊急時に海上保安庁へ直接通報するための電話番号「118番」は、平成12年の運用開始から地域の皆様が海で異変に遭遇した場合の通報手段として利用されています。

※ 次のような場合は「118番」に通報してください。

- ① 海難・人身事故に遭遇した、または目撃した
- ② 油の排出等を発見した
- ③ 不審な船を発見した
- ④ 密航・密輸事犯等の情報を得た など。

海の「もしも」は**118番**

通報にあたっては、「いつ」、「どこで」、「なにがあった」などを簡潔に落ち着いて通報するようお願いいたします。

118番への通報は、加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS、船舶電話などから利用できます。またGPS機能付携帯電話からの通報は、自動で位置情報が送付されるため、通報者が自身の位置を把握できない時等に効果を発揮します。

#### (2) 118番通報に関するお願い

「118番」は緊急通報用電話番号です。いたずら電話などは本来の緊急電話がかかった際の障害となりますので、絶対におやめいただくよう、お願いいたします。

**第四管区海上保安本部**

(3) 参考

【通報件数】

平成24年の管内の「118番」の通報総数は、40,454件（平成23年34,842件）で、一日当たり、平均110件（平成23年95件）でした。

前記のうち、「有効な通報」（注1）は484件、「いたずら電話等」（注2）は39,924件でした。

※（注1）：「有効な通報」とは、船舶海難、人身事故及び事件等に関する通報を言います。

※（注2）：「いたずら電話等」とは、いたずら電話のほか間違い電話無言電話、着信即断電話の総称を言います。

【118番通報による救助事例】

釣りをするため目的地に向け航行中のプレジャーボートが港内で突然機関が故障し航行不能となった。プレジャーボートは機関故障後直ちに錨泊して118番通報を行い、通報により救助に向かった巡視艇に救助された。

ウインドサーフィンを実施していた男性が体力の消耗により漂流状態となり、沖合に流されていくのを発見した仲間が118番通報。救助に向かった巡視艇に救助された。

【118番通報から救助までのイメージ】



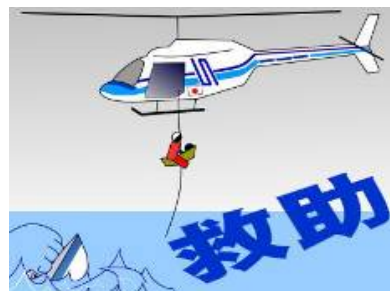
①海難発生救助要請



②118番通報を受ける海上保安官



③巡視船艇・航空機による搜索



④救助完了

第四管区海上保安本部